

板橋区立学校学習支援員（ボランティア）運営要綱

平成20年2月8日教育長決定

（目的）

第1条 この要綱は、板橋区立小・中学校の各教科で、基礎的・基本的な学習の充実を目指し、チーム・ティーチングや少人数グループによる授業を行えるようにすること又はADHD、自閉症等特別に教育的支援が必要な児童・生徒の集団不適応等の問題解決に資するため、板橋区と協定を結んだ大学等の協力を得て教職課程や臨床心理学を専攻する学生などを配置し、学力向上及び校内体制の充実を図ることを目的とする。

（配置する学校）

第2条 区立小・中学校全校に板橋区立学校学習支援員（以下「学習支援員」という。）を配置する。

（任命）

第3条 教育委員会は、学習支援員と認めた者に第4条に規定する業務を遂行させるため任命する。ただし、次に掲げる者は除く。

- （1） 伝染の恐れのある疾病のある者
- （2） 業務を行う学校（以下「配置校」という。）の正常な教育活動を妨げる恐れのある者

2 任命の期間は1年とし、年度をまたがる任命はできないものとする。

（業務）

第4条 学習支援員は、教育委員会及び配置校の校長の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行う。

- （1） チーム・ティーチングや少人数グループによる授業の補助
- （2） 特別に教育的支援が必要な児童・生徒に対する個別的な支援補助
- （3） 校内における生活や学習の一部支援補助
- （4） 児童・生徒に関し、配置校の校長が必要と認める事項

（業務回数及び時間等）

第5条 学習支援員の業務回数は、1名につき年間45回までとする。

原則として、業務時間は8時30分から17時30分までの中で実施することとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（服務）

第6条 学習支援員は法律に定めがある場合、又は教育委員会の許可があった場合を除き、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。任命期間が満了した後も同様とする。

2 学習支援員は、その業務の信用を傷つけ、又はその業務全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解職)

第7条 学習支援員が、次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、教育委員会は任命期間満了前でも職を解くことができる。

(1) 学習支援員に担当させていた業務が中止・中断・終了した場合

(2) 業務内容に違反し、又は業務を怠った場合

(3) 学習支援員として相応しくない非行があった場合

(4) 心身の故障等のため、業務の遂行が不可能となった場合

(謝礼の額及び支払方法)

第8条 学習支援員に対する謝礼の額は別表に定める。

2 学習支援員は、学習支援員出勤表（別紙様式）を月ごとに作成し、翌月の5日までに教育委員会に提出する。

3 謝礼の支払いは、月の業務回数に応じた額を口座振替の方法により行う。

(委任)

第10号 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この運営要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この運営要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

業務の態様	謝礼の額
1日1回 6時間以上	
1回の業務に従事した時間が6時間に満たない場合で、2回目以降の合算した業務時間が6時間以上に達した場合	1,000円

備考

1日の業務時間が6時間以上を超えても 1,000円とする。